JCL 外国語学院規則

第１章　総　則

（目的）

第１条　本学は、外国人に対する日本語教育を行い、世界を舞台に活躍する人材の育成を図り、もって世界平和と日本と生徒母国との友好の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第２条　本学は、JCL 外国語学院という。

（所在地）

第３条　本学は、京都府京都市伏見区深草西浦町六丁目 4 番地に置く。

第２章　課程、修業期間、収容定員及び、休業日

（課程・修業期間・収容定員）

第４条　本学の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第１部・第２部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第１部	進学２年課程	２年	40 名	２クラス	４月生
			76 名	４クラス	４月生
	進学１年９か月課程	１年９か月	60 名	３クラス	７月生
			57 名	３クラス	７月生
	進学１年６か月課程	１年６か月	40 名	２クラス	10 月生
	進学１年３か月課程	１年３か月	20 名	１クラス	１月生
	日本文化・言語２年課程	２年	20 名	１クラス	４月生
	小　　計		313 名	16 クラス	
第２部	進学２年課程	２年	100 名	５クラス	４月生
			19 名	１クラス	４月生
	進学１年９か月課程	１年９か月	80 名	４クラス	７月生
			38 名	２クラス	７月生
	進学１年６か月課程	１年６か月	40 名	２クラス	10 月生
	進学１年３か月課程	１年３か月	20 名	１クラス	１月生
	日本文化・言語２年課程	２年	20 名	１クラス	４月生
	小　　計		317 名	16 クラス	
計			630 名	32 クラス	

（始期・終期等）

第５条　本学の各課程は、4 月、7 月、10 月、1 月に始まり、3 月に終わる。

2　前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第１学期　4 月 1 日から 6 月 30 日まで
(2) 第２学期　7 月 1 日から 9 月 30 日まで
(3) 第３学期　10 月 1 日から 12 月 31 日まで
(4) 第４学期　1 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）

第６条　本学の授業の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
(3) 夏期休業　（ 7 月下旬から 8 月中旬まで）
(4) 秋期休業　（10 月上旬から 10 月中旬まで）
(5) 冬期休業　（12 月下旬から 1 月上旬まで）
(6) 春期休業　（ 3 月下旬から 4 月上旬まで）
(7) その他校長が臨時に定める日

2　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができ

る。

3　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第７条　授業の終始時刻は、午前９時から午後４時 45 分までとする。各時限の授業時間は校長が別途定める。

第３章　教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第８条　本学の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の１単位時間は、45 分とする。

(1)　進学２年課程

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	１週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A１	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成したりするために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
A２	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B１	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出合う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B２	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B２	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	4.5 か月・18 週間	360 単位時間

(2)　進学１年９か月課程

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	１週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A１	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成したりするために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
A２	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B１	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出合う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B２	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B２	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題	20 単位時間	2 か月・8 週間	160 単位時間

		について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。			

(3)　進学１年６か月課程

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	１週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A２	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B１	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出合う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B２	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B２	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	2 か月・8 週間	160 単位時間

(4)　進学１年３か月課程

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	１週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A２	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B１	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出合う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B２	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B２	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	2 か月・8 週間	160 単位時間

(5)　日本文化・言語２年課程

参照枠	レベル設定	到達目標（Can do）	１週あたりの授業時間数	期間（月数・週数）	合計授業時間数
A１	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成したりするために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
A２	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	5 か月・20 週間	400 単位時間
B１	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出合う身近な話題につい	20 単位	5 か月・20	400 単位時間

		て、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	時間	週間	
B２	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B２	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	4.5 か月・18 週間	360 単位時間

（クラス編成）

第９条　クラスは、同時期に在籍する生徒を、希望進路及び日本語能力別に 20 名以下ごとに分けて編成する。

（学習の評価）

第 10 条　学習の評価は、学期ごとに、各種試験成績、学習姿勢及び提出物等を総合して決定し、5 段階評価とする。評価基準の詳細は校長が別途定める。

（教職員組織）

第 11 条　本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員　　32 名以上（うち本務等教員 16 名以上）

(4) 生活指導担当者

(5) 事務職員

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４章　入学、在籍、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第 12 条　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12 年以上の学校教育を修了している者又は修了が見込まれる者

(2) 品行、学力共に優秀な者

(3) 日本語初級レベルを既に学習した者

(4) 日本留学に必要な経済能力を有する者

（編入学）

第 12 条の２　校長が別途定める要件を満たすと認めた者は、課程の 2 年次に編入学することができる。

（入学時期）

第 13 条　本学への入学は、年 4 回とし、その時期は 1 月、4 月、7 月及び 10 月とする。

（入学手続）

第 14 条　本学への入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 21 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 21 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

（在籍）

第 15 条　本学に在籍できる者は、「留学」の在留資格を以って本邦に在留する外国人とする。

2　「留学」以外の中長期の在留資格を以って本邦に在留する外国人及び日本人は、「聴講生」として授業を受講することができる。

3　短期の在留資格を以って本邦に在留する外国人は、「短期生」として授業を受講することができる。

（休学・復学）

第 16 条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届

に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
2　休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（退学・転学）
第17条　退学（転学を理由とする場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（修了の認定）
第18条　校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、課程の終期において、一定の評価を受けた者に対して課程の修了を認定する。修了要件の詳細は校長が別途定める。
2　校長は、前項により課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

（褒賞）
第19条　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）
第20条　生徒が、刑罰等の法令に抵触する言動を行い、又はこの学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
2　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の３種とする。
3　前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当な理由なく出席常でない者
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第５章　生徒納付金

（生徒納付金）
第21条　本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

課程名	入学検定料	入学金	授業料		施設費	設備費	教材費	保険料	健康管理費	計
進学２年課程	35,000	85,000	１年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	1,802,000
			２年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	
			計	1,320,000	200,000	120,000	32,000	2,000	8,000	
進学１年９か月課程			１年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	1,637,000
			２年目	495,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	
			計	1,155,000	200,000	120,000	32,000	2,000	8,000	
進学１年６か月課程			１年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	1,461,500
			２年目	330,000	100,000	60,000	8,000	500	2,000	
			計	990,000	200,000	120,000	24,000	1,500	6,000	
進学１年３か月課程			１年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	1,216,500
			２年目	165,000	50,000	30,000	8,000	500	2,000	
			計	825,000	150,000	90,000	24,000	1,500	6,000	
日本文化・言語２年課程			１年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	1,802,000
			２年目	660,000	100,000	60,000	16,000	1,000	4,000	
			計	1,320,000	200,000	120,000	32,000	2,000	8,000	

（納入）
第22条　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、生徒納付金を所定の期日までに納入しなければならない。
2　生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から生徒納付金を免除することがある。

（滞納）
第23条　生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、生徒納付金を２か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。
2　校長は、前項の規定により退学を命じられた生徒がこれに応じない場合、当該生徒を除籍することができる。

（生徒納付金の返還）
第24条　既に納入された生徒納付金は、原則として返還しないものとする。ただし、第17条の規定により退学の許可を受けた者については、退学日時点で授業料の納入済み期間が６か月以上残っている場合、６か月分の授業料を返還する。

第６章　雑　則

（寄宿舎）

第 25 条　寄宿舎に居住することを希望する生徒は、寄宿舎の収容人員範囲内で入居することができる。この場合においては新入生の希望者を優先する。

2　寄宿舎に関する必要な事項は校長が別途定める。

（健康診断）

第 26 条　健康診断は、入学後の早期及び入学から１年後の早期に実施する。

附　則

この学則は、令和８年 10 月１日から施行する。

JCL 外国語学院 学則細則

第 1 章 授業

第 1 条（授業時間および時限）

1. 1 時限は 45 分とし、1 日 4 時限、週 20 時限を原則とする。
2. 授業時間は以下の通りとする。（学校の事情により変更する場合がある）

·午前の部：9 時 00 分～12 時 25 分

1 時限目	9 時 00 分～ 9 時 45 分
2 時限目	9 時 50 分～10 時 35 分
3 時限目	10 時 50 分～11 時 35 分
4 時限目	11 時 40 分～12 時 25 分

·午後の部：13 時 20 分～16 時 45 分

1 時限目	13 時 20 分～14 時 05 分
2 時限目	14 時 10 分～14 時 55 分
3 時限目	15 時 10 分～15 時 55 分
4 時限目	16 時 00 分～16 時 45 分

3. 年間授業時間は 760 時間以上とする。

第 2 条（学期）

1. 学期は第 1 学期 4 月～6 月、第 2 学期 7 月～9 月、第 3 学期 10 月～12 月、第 4 学期翌年 1 月～3 月とする。
2. 春季・夏季・秋季・冬季休暇を設ける。日程は学院が定める。

第 2 章 出席

第 3 条（遅刻・早退）

1. 遅刻は授業開始から 15 分まで、早退は授業終了前 15 分までとし､それ以降・以前に入室・退室した場合は当該単位を欠席（0 単位）として扱う。1 時限 1 単位とし、遅刻・早退した場合はマイナス 0.5 単位で計算する。また、所定の届を速やかに提出すること。

第 4 条（欠席）

1. 欠席する場合は事前に届を提出する。出来ない場合は、学院に本人が連絡を入れ、次の登校時に提出すること。事前に届を提出せず、当日 17 時(日本時間)までに本人が学院に連絡しない場合、無断欠席とする。その他、欠席には、公欠、一般欠席がある。
2. 進学のための移動および試験のための欠席は公欠とする。事前に立証できる書類と届を提出した場合に限る。また、2 親等までの親族の死去は最大 10 日間、学校安全保険

法に期する感染症に罹患した場合、本人の結婚は最大 5 日間の公欠を申請することができる。

第 5 条（出席義務）

1. 出席率は入学 6 か月以降、在籍期間を通じて 90%以上とする。
2. 欠席する場合は、原則として授業開始前に届を提出すること。緊急の場合は本人から直接学院事務局に電話で連絡すること。
3. 2 日以上連続して欠席する場合も、事前に学院に届け出て、学院の承認を得ること。

第 6 条（出席記録）

1. 出席は毎時限ごとに出席簿で確認する。

第 3 章 成績評価

第 7 条（評価基準）

1. 成績は以下の要素を総合し、100 点に換算して評価する。
   ・定期試験：60%
   ・単元テスト・小テスト・パフォーマンス評価：30%
   ・学習姿勢・提出物 10%
2. 「S」・「A」・「B」・「C」・「F」の 5 段階で決定する。
   ・100～90 点⇒「S」、89～80 点⇒「A」、79～70 点⇒「B」、69～60 点⇒「C」、59～0 点⇒「F」の 5 段階で評価する。
3. 「C」以上を合格とする。

第 8 条（試験）

1. 学期末に定期試験を行う。学期中に単元テスト・小テストを行う。
2. 公欠や公的機関の立証資料を提出した病欠の場合、定期試験・単元テストは再試験を受けることができる。得点は、公欠の場合 100%、病欠の場合は 80%として計算する。

第 4 章 進級・卒業

第 9 条（進級要件）

以下の条件を全て満たしている者に対して進級を認めることとする。

1. 出席率が 90%以上であること。
2. 学期の総合成績、再試験を含み評価が C 以上であること。
3. 教員会議において学習態度が良好と認められること。

第 10 条（編入学・特別進級）

以下の条件を全て満たしている者に対して編入学又は特別進級を認めることとする。

1．　編入学・特別進級希望者の日本語能力の熟達度試験において正解率 70%以上の成績を修めた者であること。

2．　転校生の場合は前学校全学期の出席率が 90%以上を満たしていること。

第 11 条（修了要件）

以下の条件を全て満たしている者に対して修了認定を行うこととする。

1. 各課程の終期まで在籍していること。
2. 入学以降の成績を平均した最終成績の全科目が合格していること。
3. 最終学期の定期試験で全科目がＣ以上を獲得していること。合格できなかった科目に関しては、ＢⅡレベル相当の追試を行い、60 点以上をもって合格とする。

第 5 章　補講・再試験

第 12 条（補講）

1. 公欠、欠席が多い者、学力不良の者には補講を義務づける場合がある。
2. 補講は原則として授業終了後または休暇期間に行う。

第 13 条（再試験）

1. 第 8 条に定める病気や事故等、やむを得ない理由で試験を受けられなかった者は、申請により再試験を受けることができる。
2. 成績不良の場合も、教師会議の判断により再試験を許可することがある。

第 6 章　学生生活

第 14 条（学則遵守）

1. 学生は法律および学院の規則を遵守しなければならない。
2. 学院内外で他者に迷惑をかける行為を禁止する。
3. アルバイトは資格外活動許可を得た上で、週 28 時間以内とし、学業を妨げない範囲で行うこと。また、勤務先の情報は正確に学院へ報告すること。入管から就労禁止の職種が定められているので遵守すること。

第 15 条（禁止事項）

以下の行為を禁止する。

1. 虚偽の届出や申請
2. 不正行為（試験カンニング、出席偽装など）
3. 暴力、脅迫、ハラスメント
4. 違法なアルバイト、法令違反

第 16 条（学生寮・生活規律）

学生寮および生活規律に関する規則は、別途 JCL 外国語学院学生寮寮則に定める。

第 17 条（健康・安全）

1. 病気やケガをした場合は速やかに事務局へ報告し、必要に応じて病院を受診すること。
2. 感染症に罹患した場合は登校・共用施設の使用を控え、学校の指示に従うこと。
3. 消防訓練・避難訓練には必ず参加すること。

第 18 条（成績・出席率の報告）

1. 学生の成績および出席率は、3 か月に 1 度、学生本人に確認した上で、学院事務局から経費支弁者へ報告されるものとする。
2. 報告の内容は、個人情報保護の観点から必要最小限とし、正確かつ適切に管理すること。

第 7 章 懲戒

第 19 条（懲戒の種類）

1. 訓告
2. 停学
3. 除籍

第 20 条（除籍の対象）

以下のいずれかの場合、除籍とすることとする。

1. 日本の法律及び学院の規則に違反し、処罰の対象になった場合。
2. 期日までに学費を納入しなかった場合。
3. 来日 6 か月以降で通算出席率が 90%未満になった時点。
4. 通算 40 単位以上無断欠席をした時点。

第 8 章 附則

1. 本細則は、学校の判断により随時改訂されることがある。
2. 学生は常に最新の規則を確認し、遵守しなければならない。

JCL 外国語学院学生寮
寮　　則

第 1 章　総則

1. 本寮は、本学院に在籍する学生のために設けられ、健全な学習・生活環境を提供することを目的とする。
2. 本寮に入寮する者（以下「寮生」という）は、本寮の規則を遵守し、他の寮生と協調し、快適な共同生活を営まなければならない。

第 2 章　入退寮

1. 入寮資格は、本学院が認めた在籍学生に限る。
2. 寮費は 300,000 円（年額）からとし、入寮前に納入すること。
3. 入寮期間は原則として在籍期間とし、退学・除籍となった場合は速やかに退寮しなければならない。
4. 退寮する場合は、事前に学校事務局へ届け出て退寮検査を受けること。

第 3 章　生活規律

1. 門限は午後 10 時とする。ただし、事前に許可を得た場合はこの限りではない。
2. 外泊を希望する場合は、事前に「外泊届」を提出すること。

・ 20 歳未満の寮生は、外泊にあたり保護者の了解を得ることを必須とする。

3. 寮室内での飲酒、喫煙、薬物の使用は禁止する。
4. 寮内での賭博行為、迷惑行為、暴力行為は禁止する。
5. 寮内における火気の使用は禁止する。
6. 寮内におけるペットや昆虫などの動植物の飼育は禁止する。

第 4 章　施設・設備の使用

1. 寮の施設・設備は大切に使用し、破損や紛失があった場合は速やかに事務局へ報告し、必要に応じて弁償すること。
2. 廊下などの共用部分は常に清潔に保つこと。
3. 電気・水道・ガスの使用は節約に努め、水道代・光熱費は実費を寮生が負担すること。

第 5 章　学習・生活

1. 午後 10 時以降の掃除、洗濯、掃除機の使用など、他の寮生の迷惑になる騒音を伴う行為は禁止する。

2. ゴミは分別し、指定の場所へ出すこと。
3. 来客に関しては以下の通りとする：

- 相部屋の寮室への入室は事務局の許可を得る必要がある。
- 異性の寮室への立ち入りは禁止する。
- 来客は午後 10 時までとする。

第 6 章　健康・安全

1. 病気やケガをした場合は、速やかに学校事務局へ報告し、必要に応じて医療機関を受診すること。
2. 感染症に罹患した場合は、登校・共用施設の使用を控え、学校の指示に従うこと。
3. 消防訓練・避難訓練には必ず参加すること。
4. 寮室および共用部分は、3 か月に 1 度、学校による衛生検査を受けること。

第 7 章　返金

1. 退学が許可された学生が退居する場合、寮費の納入済み期間の残余期間が 1 学期（3 か月）以上あるときは、1 学期単位で未経過分の寮費（管理諸費含まず）を返還する。
2. 返還は退寮検査後に行う。

第 8 章　罰則

1. 寮則に違反した場合は、警告・罰金・返金の取消し・退寮処分などの措置をとることがある。
2. 特に重大な規則違反（飲酒・喫煙・薬物・暴力や破壊行為など）は即時退寮処分とする。
3. 以下の行為も退寮対象とする：

・寮内で政治活動や布教活動を行った場合
・寮内に危険物・爆発物を持ち込んだ場合
・寮内に動物を持ち込んだ場合（ペット禁止）
・賭博行為・暴力行為を行った場合
・飲酒・喫煙行為により他の寮生に迷惑を及ぼした場合
・寮内の風紀・秩序を著しく乱す行為をした場合
・寮居住者以外の人を無届で寮内に入れた場合
・日本の法律に触れる犯罪を行った場合
・不衛生、騒音、迷惑行為を行った場合

・インターネットの不正使用や大量データのダウンロードなどで、ほかの使用者や学院に多大な迷惑をかけた場合

第 9 章　附則

1. 本寮則は、学院の判断により随時改訂されることがある。
2. 寮生は常に最新の規則を確認し、遵守しなければならない。